

## 行政刷新会議 独立行政法人改革に関する分科会の状況

- 今般、行政刷新会議において、独立行政法人の制度・組織の見直しに係る検討を行うため、独立行政法人改革に関する分科会が設置された。
- 必要に応じ、特定の分野に関する調査・検討を行うため、分科会にワーキンググループが設置され、厚生労働省は第2ワーキンググループに属することとされた。これまでの分科会等のスケジュールについては以下の通り。

### ◎第1回分科会（平成23年9月21日）

- ・ 第1回 WGヒアリング（対応：厚生労働省&独立行政法人）  
平成23年10月4日（火） 国立病院機構  
平成23年10月5日（水） 労働者健康福祉機構

### ◎第2回分科会（平成23年9月28日）

- ・ 第2回 WGヒアリング（対応：厚生労働省&独立行政法人）  
平成23年10月11日（火） 労働者健康福祉機構&国立病院機構

### ◎第3回分科会（平成23年10月14日）

- ・ 第3回 WGヒアリング（対応：厚生労働省）  
平成23年10月17日（月） 労働者健康福祉機構&国立病院機構

### ◎第4回分科会（平成23年10月19日）

### ◎第5回分科会（平成23年10月24日）

- ・ 第4回 WGヒアリング（対応：厚生労働省）  
平成23年10月26日（水） 労働者健康福祉機構&国立病院機構

### ◎第6回分科会（平成23年11月1日）

### ◎第7回分科会（平成23年11月9日）

### ◎第8回分科会（平成23年11月15日）

- 第8回分科会において、「独立行政法人改革における法人の事務・事業の特性に応じた類型に係る議論の整理」が議論された。

独立行政法人改革に関する分科会の設置について

平成 23 年 9 月 15 日  
行政刷新会議

1. 「行政刷新会議の設置について」（平成 21 年 9 月 18 日閣議決定）5 に基づき、独立行政法人の制度・組織の見直しに係る検討を行うため、独立行政法人改革に関する分科会（以下、「分科会」という。）を設置する。
2. 分科会の構成員は、議長が指名する。
3. 分科会長は、構成員の中から、議長が指名する。
4. 分科会長代理は、構成員の中から、分科会長が指名する。
5. 分科会において配布された資料は、原則として、公表する。
6. 分科会の議事概要を公表する。
7. 必要に応じ、特定の分野に関する調査・検討を行うため、分科会にワーキンググループを設置する。各ワーキンググループの構成員は、分科会長が指名する。
8. 前各項に定めるもののほか、分科会及びワーキンググループの運営に関する事項その他必要なことは、分科会長が定める。

独立行政法人改革に関する分科会 構成員

分科会長	原 良也	株式会社大和証券グループ本社最高顧問
	秋池 玲子	株式会社ボストンコンサルティンググループ パートナー
	逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
	岡本 義朗	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主席研究員
	梶川 融	太陽 A S G 有限責任監査法人総括代表社員
	菊池 哲郎	株式会社毎日新聞社顧問
	高橋 進	株式会社日本総合研究所理事長
	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	富田 俊基	中央大学法学部教授
	山本 隆司	東京大学法学部教授

## 分科会の進め方について（案）

必要な法律案の次期通常国会への提出を目指し、年内に、独立行政法人の制度・組織の見直し案を決定するべく、概ね以下のような日程で検討を進める。

9月

- 独立行政法人改革の経緯及び論点の整理
- 有識者ヒアリング
- WGの設置

10月

- 各府省・各法人ヒアリング（WG）
- 有識者、労働組合ヒアリング
- 制度・組織の見直しに係る論点を踏まえた検討

11月

- 制度・組織の見直し案の検討

12月

- 制度・組織の見直し案の取りまとめ
- 行政刷新会議への報告・決定

ワーキンググループの設置について（案）

平成 23 年 9 月 28 日  
行政刷新会議  
独立行政法人改革に関する分科会

1. 独立行政法人改革に関する分科会に、次のとおりワーキンググループ（WG）を設置する。

（第 1 WG）

担当：内閣府、消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、環境省、防衛省

（第 2 WG）

担当：総務省、厚生労働省、経済産業省

（第 3 WG）

担当：農林水産省、国土交通省

2. WGにおいて配布された資料は、原則として、公表する。
3. WGの議事概要を公表する。

行政刷新会議 独立行政法人改革に関する分科会  
ワーキンググループ 構成員

○第 1 ワーキンググループ

(分科会委員) 富田 俊基 中央大学法学部教授  
(分科会委員) 山本 隆司 東京大学法学部教授  
稻継 裕昭 早稲田大学政治経済学術院大学院公共経営研究科教授  
太田 康広 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授  
川崎 清隆 弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所）  
城山 英明 東京大学公共政策大学院教授

○第 2 ワーキンググループ

(分科会委員) 梶川 融 太陽 A S G 有限責任監査法人総括代表社員  
(分科会委員) 土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授  
永久 寿夫 株式会社 P H P 総合研究所代表取締役常務  
野村 修也 中央大学法科大学院教授  
原田 泰 株式会社大和総研顧問

○第 3 ワーキンググループ

(分科会委員) 秋池 玲子 株式会社ボストンコンサルティンググループパートナー  
(分科会委員) 岡本 義朗 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社主席研究員  
岩瀬 大輔 ライフネット生命保険株式会社代表取締役副社長  
上山 直樹 弁護士（ポールヘイスティングス法律事務所）  
園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授  
玉井 克哉 東京大学先端科学技術研究センター教授

※構成員の追加があり得る。

# より良き医療のための新しい枠組を目指して

## ～民間的枠組で公的使命を果たす～

国立病院機構

### 【基本的な考え方】

- ・ 国立病院機構が担っている公的役割を堅持(結核・重症心身障害・心神喪失者等医療観察法等のセイフティネット系の医療、地域医療のセイフティネット、大災害やパンデミック等の健康危機対応)
- ・ 全国144病院・職員5万3千人のネットワークを活かし、診療・臨床研究・教育研修を推進
- ・ 現場の医療人の努力を、患者の利益と医療の向上に還元できる**民間的枠組**へ

現状



新しい枠組

### 【運営費交付金】

- ・ 診療業務にも財政措置を行ってきている

### 【利益処分等】

- ・ 利益処分は、主務大臣が承認
- ・ 政府調達に関する協定の対象  
(約1.5~5.5月多く期間を要する)

### 【人件費管理等】

- ・ 独法一律の総人件費削減
- ・ 公務員型による派遣・兼業の制限

### 【法人の目的】

- ・ 政策医療の質の向上と確実な実施を確保

- ・ 独立採算を基本とすることの明確化  
→ **国の財政措置に依存しない診療体制**の確立

※ 臨床研究や教育研修など、国から付託された役割のうち不採算となるものについては、その範囲や額を精査して  
国の財政措置

※ 独法発足前の退職給付債務等は、財政措置  
→ 責任区分を明確にし、健全な法人運営を確保し、新しい枠組へ円滑な移行

- ・ 病院事業の特性を踏まえた利益処分  
→ 医療機器や老朽化した建物整備等に投資し、医療現場の士気の向上
- ・ 政府調達に関する協定の対象から除外  
→ 医療機器や医薬品の迅速な調達が可能に

- ・ 自己収入を原資とする人件費の裁量性向上  
→ 独立採算、医療の質の向上のため、医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保
- ・ 脱公務員化  
→ 民間との人事交流や事業協力の拡大

- ・ 独立行政法人の枠組から離脱し、**新たな国立病院の法人**を目指す

## 新しい法人の制度比較について

制度等	社会医療法人	日本赤十字社	国立大学法人	独立行政法人	新法人	備考
意思決定	○社員総会又は評議員会による合意制(医療法44条、48条の3~45条の4)	○代議員会による合意制(日赤法7条、21条~24条) ○理事会による重要な業務の執行について審議(日赤法20条)	○学長が国立大学法人の業務を総理。(国大法11条) ○学長は重要な事項を決定するに当たっては、役員会の意見を経る。(国大法11条) ※なお、経営に関する重要な事項は経営協議会(国大法20条)、教育に関する重要な事項は教育研究評議会(国大法21条)で審議することが必要。	○法人の長は、法人を代表し、業務を総理する。(選別法19条)	○法人の長は、法人を代表し、業務を総理する。 ○重要な事項の理事会付託の制度化について、今後検討	
役員の任免	○定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから理事長を選出(医療法46条の3)	○代議員会による選出・解任(日赤法16条、24条)	○学長は大臣の命令に基づいて文部科学大臣が任免(国大法12条、17条) ○監事(2名)は大臣が任免(国大法12条、17条) ○理事は学長が任免(国大法15条、17条)	○法人の長及び監事については主務大臣が任命(選別法20条、23条) ○その他の役員については法人の長が任免(選別法20条、23条)	○現行と同様の方向で検討	
目標・評価	—	—	○大臣が大学の意見に配慮した上で、各大学ごとに中期目標(6ヶ月間)を設定(国大法30条) ○大臣が各大学の中期計画(6年)を認可(国大法31条) ○国立大学法人評議会委員会(以下「評議会」)が中期目標期間終了時の評議会を実施(国大法9条、国大法26条)で準用する独自法規(選別法第32条、第34条) ○郵便省の事業評議会:独立行政法人評議会委員会が国立大学評議会委員会の評議会を実施(国大法12条)で準用する独自法規(選別法第34条) ○中長期目標期間終了時の評議会については、教育研究の実況について大学評議会・専門機関と連携して評議会の実施を要請し、当該評議会の結果を尊重(国大法35条)で準用する独自法規(選別法第34条)	○主務大臣による中期目標の指揮及び中期計画の年度計画のためには必要 ○実施計画については、国大法の規定の範囲内で、各大学の中期目標(6ヶ月間)ごとに、厚生労働大臣から評議会を行う旨を告げ、新法人評議会委員会を設け、同委員会が評議会を行なう今後検討(なお、厚生労働大臣から評議会を行なう場合には公金保証書会等への賛同の制度も検討)	○新しい法人における目標管理制度の具体的な内容については、医療政策との関連、独立採算を基本としていること、法人の自主性、自立性等の観点から今後検討 ○中期目標の策定に当たっては、医療法に基づく医療提供体制の確保に関する基本方針との関連について今後検討 ○また、中期目標では、都道府県の医療計画を踏まえ、政策医療を実施するよう明確化する ○日本医療機能評価機構の評価は、法人の評議会ではなく、病院の特性に応じて法人の評議会と併せて、公金保証書会等による評議会は異なる。なお、国立病院機構及び介護老人保健福祉の取扱を准拠しており、引き継ぎ推進する予定。	
会計基準	○病院会計準則(医療法50条の2)	○日本赤十字社会会計規則(日赤法7条、定款56条) ※その他、別に一般会計規則や医療施設特別会計規則等が設けられている。	○国立大学法人会計基準(国立大学法人法施行規則第13条)	○独立行政法人会計基準(独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第8条、独立行政法人労働者健康保険機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第8条)	○病院会計準則に基づき	
人事・給与	—	○役員は代議員会による選出・解任(日赤法15条、24条) ○役員に関する事項は、別に規則によって定める(日赤法7条、定款50条)	○法人の長による任免(監事略)(国大法12条、17条、国大法35条)で準用する独自法規(選別法22条) ○役員の報酬等について法人が支給基準を定め、主務大臣に届出及び公表(国大法35条)で準用する独自法規(選別法第52条、第63条) ○總額人件費5%削減の対象	○法人の長による任免(監事略)(選別法20条、23条) ○役員の報酬等について法人が支給基準を定め、主務大臣に届出及び公表(選別法62条) ○總額人件費5%削減の対象 ○報酬の給与は、原則公務員標準	○法人の長による任免(監事略) ○役員の報酬等について法人が支給基準を定め、厚生労働大臣に届出し、公示 ○役員の報酬等について法人が支給基準を定め、主務大臣に届出及び公表(選別法62条) ○總額人件費5%削減の対象 ○報酬の給与は、原則公務員標準	
予算	—	○独立採算を基本とするが、国の委託事業や必要な施設・整備への財政措置あり。	○政府による法人の業務の財源に充てるために必要な金額の全額又は一部の交付(国大法35条)で準用する独自法規(選別法第46条) ○利益剰余金については、中期計画終了時、目的積立金等を残す、原則国庫納付(国大法32条)	○政府による法人の業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部の交付(選別法第46条) ○利益剰余金については、中期計画終了時、目的積立金等を残す、原則国庫納付	○診療事業については、国からの運営費交付金に交付せず、診療報酬等の収入と、診療報酬を実施する民間医療機関に交付される国・自治体の助成金等をもつて充てることを原則とする。 ○その他の経費については、新法人の在り方での中期計画 ○病院事業による利益剰余金については、事業の特性に応じた利益剰余分岐き、基準法に規定	
補助金	○医療提供体制確保対策費を始めとする医療施設等助成	○国の救援に関する業務の実行に係る費用の全額又は一部の交付(日赤法33条) ○業務の実施に必要な施設又は設備を整備する場合における国又は地方公共団体による助成(日赤法35条)	○国立大学法人運営費交付金と施設整備費補助金	○基本的にには、便益が確定されない運営費交付金	○診療事業に限り、民間医療機関への国による補助、委託費や地方自治体の助成金は、新法人へも同様に助成	
公的資金の種類と割合	—	○特定目的のための国庫補助金・国の委託事業に伴う補助、公益補助金を受け、医療施設等の機器等を整備している 一般会計に占める公的資金の割合:12.7% 医療施設特別会計に占める公的資金の割合:0.6%	○国立大学法人運営費交付金と施設整備費補助金 ○国立大学法人運営費交付金が法人の经常収益に占める割合は平成21年度で39.1%	○国立病院機構:運営費交付金及び施設整備費補助金(23年度法人予算額に占める比率公債割合(四四):約14%) ○労働者健康福祉機構:運営費交付金及び施設整備費補助金(23年度收入予算額に占める比率公債割合(四四):約9.4%)	○经常収益に占める運営費交付金の割合は、22年度では国立病院機構45.9%、經常収益に占める運営費交付金等国債の割合は、22年度では労働者健康福祉機構9.0%であるが、今後縮小する見込み	
国の関与・監督	(都道府県等による(医療)法人設立の認可・取消、社会医療法人の認定・取消その他の監督権限あり)	○厚生労働大臣による定期の要望の認可(日赤法1条) ○厚生労働大臣は、業務若しくは財産の状況に監視をさせ、又は立入検査をさせることができるもの(日赤法36条) ○厚生労働大臣による監督権限(日赤法37条) ○厚生労働大臣による役員の解任勧告(日赤法38条)	○国立大学の教育研究の特性に応じて配置(国大法3条) ①役員の任免 -法人の長が国立大学法人の申出に基づき文部科学大臣が任免(国大法12条、17条) -厚生労働大臣が任免(国大法12条、17条) ②監事・評議会 -国立大学の意見を尊重した上で主務大臣による中期目標の指揮及び国立大学法人評議会委員会及び審議会(選別法第34条) ③中期目標 -主務大臣による中期目標の指揮及び中期計画、年度計画のためには必要 ○独立行政法人評議会委員会及び審議会(選別法第34条) ④財務及び会計 -法人の預り金及び債務の発行に当たっての主務大臣認可(国大法36条) -財務諸表等の主務大臣の承認(国大法35条)で準用する独自法規(選別法36条) 	①役員の任免 -法人の長及び監事について、主務大臣が任命(選別法20条、23条) ②監事・評議会 -主務大臣による中期目標の指揮及び中期計画、年度計画のためには必要 ○独立行政法人評議会委員会及び審議会(選別法第34条) -主務大臣による報告及び検査、達成度等の評議会(選別法44条) ③中期目標 -主務大臣による中期目標の指揮及び中期計画、年度計画のためには必要 ○独立行政法人評議会委員会及び審議会(選別法第34条) -主務大臣による報告及び検査、達成度等の評議会(選別法44条) ④財務及び会計 -法人の預り金及び債務の発行に当たっての主務大臣認可(国大法36条) 	①役員の任免 -法人の長及び監事について、主務大臣が任命(選別法20条、23条) ②監事・評議会 -主務大臣による中期目標の指揮及び中期計画、年度計画のためには必要 ○独立行政法人評議会委員会及び審議会(選別法第34条) -主務大臣による報告及び検査、達成度等の評議会(選別法44条) ③中期目標 -主務大臣による中期目標の指揮及び中期計画、年度計画のためには必要 ○独立行政法人評議会委員会及び審議会(選別法第34条) -主務大臣による報告及び検査、達成度等の評議会(選別法44条) ④財務及び会計 -法人の預り金及び債務の発行に当たっての主務大臣認可(国大法36条) 	○新しい法人における目標管理制度の具体的な内容については、医療政策との関連、独立採算を基本としていること、法人の自主性、自立性等の観点から今後検討 ○新しい法人における財務の特性、法人の自主性、自立性等の観点から今後検討 ○新しい法人における財務の特性、法人の自主性、自立性等の観点から今後検討
国の出資(額)	—	—	○国立大学法人の成立の國庫から承認した資産額から負債額を差引いた額は、政府から出資されたものとする(国大法附則9条)、出資額754315億円(16年4月1日時の額)	○政府は、別冊法で定めるところにより、出資	○国からの出資は、引き続き必要な場合に応じて、国立病院機構の成立の際から承認した資産額から負債額を差引いた額は、政府から出資されたものとする(通別法8条、国立病院機構法附則5条)。出資額212904円(平成23年3月末)。 ②労働者健康福祉事業団から承認した資産額から負債額を差引いた額は、政府から出資されたものとする(通別法8条、国立病院機構法附則5条)。出資額14764円(平成23年3月末)。	
税制	○国税(法人税は医療保険業について非課税、収益事業のみ22%課税) ○地方税(事業税は医療保険業について非課税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、不動産取扱税について、救急医療等確保事業に係るものには非課税)	○国税(消費税を既き非課税) ○地方税(法人住民税、事業税、不動産取扱税、固定資産税、事業所税は非課税等) ※収益事業にかかるものは課税されるが、日本赤十字社が行う医療保険業は非収益事業扱い	○国税(消費税を既き非課税) ○地方税(法人住民税、事業税、不動産取扱税、固定資産税、事業所税は非課税等) ※収益事業にかかるものは課税されるが、日本赤十字社が行う医療保険業は非収益事業扱いがある	○国税(消費税を既き非課税) ○地方税(法人住民税は均等割課税、不動産取扱税、固定資産税は病院に係る固定資産、看護専門学校に係る医療教育の用に供する固定資産について非課税等)	○現行と同様の方向で検討	

## 独立行政法人改革における法人の事務・事業の特性に応じた類型に係る議論の整理(抄)

### I. 新たな法人制度における事務・事業に応じたガバナンスの考え方

独立行政法人の事務・事業の特性に応じたガバナンスの在り方に関しては、第2回分科会において示された「制度・組織の見直しを進めていく上での基本的考え方」に基づき、第3回分科会における「独立行政法人制度改革の基本的な論点」において分類された各法人の特性を踏まえつつ、これまで分科会等において検討を重ねてきた。

その結果、法人の組織規律、財政規律、目標・評価、透明性・説明責任等について、「独立行政法人改革における制度設計の検討骨子（案）（以下「制度設計の骨子」という。）において整理したとおり、実施する事務・事業の内容により服すべき規律が異なる場合があることが整理された。

また、10月・11月に開催されたワーキンググループでの各府省・法人ヒアリングにおいて、各府省・法人との間で個別の業務に即した制度設計等についての意見交換がなされ、現場としても、法人の事務・事業の内容に即した制度を検討することの必要性が確認された。

これらを踏まえ、法人の事務・事業の目的、特性、財源等を踏まえて最も適切なガバナンスを実現するため、制度設計の骨子で整理した新たな法人の基本的な内容（性格）を示した上で、それぞれの特性に応じ、以下のように第3回分科会で整理した法人の事務・事業の内容に応じて法人を分類し、これに即した制度・組織改革の内容を取りまとめることが適当である。

#### 【法人の事務・事業の内容に応じた分類 (( ) 内は仮称)】

- 医療関係の業務を主な事務・事業とする法人（医療関係法人）

### 1. 新たな法人制度に位置付ける法人の考え方

今回の組織・制度改革により、新たな法人制度を構築し、現行の独立行政法人について、その事務・事業の特性を踏まえ、新たな制度に法人を位置付けるに当たっての考え方は以下のとおり。

#### 【視点1】

- 新たな法人制度の中に当該法人が整理されうるのか、別の法体系の下に整理されるのが適当か。

民間において行われている業務と同様の業務を行っている法人や基本的には自己収入により運営することが可能であると考えられる法人など、会社法や医療法

等、別個の法体系の下でのガバナンスを導入する等により、適切なガバナンスが確保できるものや、金融関係、資金管理等、その業務の内容を精査した上で、国民の財産の保護・保全等の観点から、金融ガバナンスを導入することや、国の監督を特に強化すること等により、その業務の内容に応じた独自のガバナンスを導入すべき法人等については、今回新たに創設する法人制度の対象とせず、個別の法律で手当てすべきであると考えられる。

## I I . 事務・事業の特性を踏まえた具体的な対応

以上の考え方を踏まえ、法人の事務・事業の特性に応じた、個別の対応を整理すると以下のとおり。(法人の各類型と対応する規律についての詳細は参考資料1参照)。

### 1. 他の法制度の下で事務・事業の内容に応じた個別のガバナンスを講じる法人

事務・事業の特性を踏まえ、実態に即したより効率的かつ効果的な業務運営を確保する観点から、以下のような法人については、新たな法人制度として位置付けるのではなく、より適切な別の法体系の下に位置付けることが望ましいとの議論・指摘がなされているところ。

#### ●医療関係法人等

- ・医療法のガバナンスを活用し、自己収入の増加に努めつつ、自律的な業務運営を図っていくことを基本とすることが適切である。
- ・その場合、難病対策等、国が責任を持って維持すべき政策医療分野における適切な対応を確保し、これに必要な国の支援の在り方に留意する。
- ・相当程度の自己収入があり、国民の生命に直結する業務を実施する法人については、国の事務と強い関連があることから、主務大臣のガバナンスを強化しつつ、一定の経営の自律性を確保した適切な法人形態を検討すべきである。